

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第34号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について
- 2 議案第35号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第36号 山ノ内町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 4 認定第1号 令和2年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 5 認定第2号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 認定第3号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第4号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第5号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第6号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
- 10 認定第7号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 11 認定第8号 令和2年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について
- 12 議案第37号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第3号）
- 13 議案第38号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 14 議案第39号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 15 議案第40号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 16 同意第8号 山ノ内町教育委員会委員の任命について
- 17 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 18 陳情第2号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情
- 19 陳情第3号 「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 20 発委第3号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
- 21 発委第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について
- 22 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 23 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

2 4 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

2 5 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

2 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（12名）

| | | | |
|----|--------|-----|-------|
| 2番 | 白鳥金次君 | 8番 | 渡辺正男君 |
| 3番 | 山本岩雄君 | 9番 | 山本光俊君 |
| 4番 | 湯本晴彦君 | 10番 | 西宗亮君 |
| 5番 | 望月貞明君 | 11番 | 小林克彦君 |
| 6番 | 布施谷裕泉君 | 12番 | 徳竹栄子君 |
| 7番 | 高田佳久君 | 13番 | 高山祐一君 |

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 小林元広 | 議事係長 | 田村英則 |
|--------|------|------|------|

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 竹節義孝君 | 副町長 | 増田隆志君 |
| 教育長 | 柴草隆君 | 会計管理者 | 小林一夫君 |
| 総務課長 | 小林広行君 | 税務課長 | 常田和男君 |
| 健康福祉課長 | 大塚健治君 | 農林課長 | 鈴木隆夫君 |
| 観光商工課長 | 湯本義則君 | 建設水道課長 | 山本和幸君 |
| 教育次長 | 宮崎弘之君 | 消防課長 | 湯本睦夫君 |
| 危機管理課長 | 町田昭彦君 | | |

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(高山祐一君) 本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は12名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(高山祐一君) 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、9月21日の議会運営委員会に、町側から5件、議会側から10件の追加議案等の提出がありました。後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

1 議案第34号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について

議長(高山祐一君) 議事に入ります。

日程第1 議案第34号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定についてを上程し、議題とします。

本案につきましては、去る9月8日の本会議において、山ノ内町議会過疎地域持続的発展計画審査特別委員会に審査を付託してありますので、特別委員長から審査の報告を求めることにします。

徳竹過疎地域持続的発展計画審査特別委員長、登壇。

(過疎地域持続的発展計画審査特別委員長 徳竹栄子君登壇)

山ノ内町議会過疎地域持続的発展計画審査特別委員長(徳竹栄子君) 12番 徳竹栄子。

それでは、審査結果をご報告申し上げます。

山ノ内町議会過疎地域持続的発展計画審査特別委員会審査報告書

令和3年9月24日

山ノ内町議会議長 高 山 祐 一 様

山ノ内町議会過疎地域持続的発展計画審査特別委員会

委 員 長 徳 竹 栄 子

1. 審査月日 9月15日
2. 審査場所 役場401会議室
3. 審査議案

(1) 議案第34号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について

(以上1件 令和3年9月8日付託)

4. 審査要領

審査にあたっては、関係課の課長及び係長の説明を聴取し、12人の委員により討論し結論とした。

5. 経 過

委員会の審査区分

(1) 議案第34号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について

- 1 基本的な事項
- 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 3 産業の振興、観光の開発
- 4 地域における情報化
- 5 交通施設の整備、交通手段の確保
- 6 生活環境の整備
- 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- 8 医療の確保
- 9 教育の振興
- 10 集落の整備
- 11 地域文化の振興等
- 12 再生可能エネルギーの利用の推進
- 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

6. 審査区分及び結果

審査区分 議案第34号

原案のとおり可決すべきものと決定。

それでは、報告の背景を説明させていただきます。

委員会採決において、賛成多数で採決すべきものと決定いたしました。

昨年12月議会における第6次総合計画基本構想前期基本計画の特別委員会で審査意見を附帯決議として付してあることから、意見はあえてつけないことといたしました。

当町では、町民と行政の協働による持続的発展を目指したまちづくりの指針として、第6次総合計画を位置づけており、これに基づき各種施策を進めることとしています。総合計画の将来像とする、「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土」を実現するためには、今回策定された過疎地域持続的発展山ノ内町計画は必要不可欠です。人口減少、少子高齢化社会が続き、加えて、昨今の激甚化する自然災害やコロナ感染症が世界的に蔓延している中、地域の持続的発展の取組には、町民、行政、議会が一丸となって実現のため努力することが重要と考えます。

その上で、改めて総合計画10項目の意見に対し積極的な対応を強く要望し、背景の説明とさせていただきます。

以上でございます。

議長（高山祐一君） これより、特別委員長の報告に対し質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、過疎地域持続的発展計画審査特別委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

8番 渡辺正男君、登壇。

(8番 渡辺正男君登壇)

8番(渡辺正男君) 議案第34号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について、反対の立場から討論いたします。

この過疎計画は、令和3年4月1日施行の過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定されるもので、第6次山ノ内町総合計画に掲げるまちづくりの基本目標をそのまま持続的発展の基本方針として位置づけ、整合性を図りながら町の目指す将来像達成に向けての指針となるものであります。

第6次総合計画と密接にリンクしたものであるとの説明を繰り返し聞けば聞くほど、その総合計画に反対した立場ですので、同様の理由で反対という結論にならざるを得ません。

昨年12月議会での第6次総合計画への反対討論で私が指摘した反対理由は4点でした。まず第1に、スポーツ活動の部分です。現況と課題で、前回まではあった、必要な施設を確保する必要がありという記述が姿を消しています。公共施設等の管理に関する基本的な考え方の中で、維持管理、修繕、更新等の実施方針では、新しくつくることから、賢く使うことを基本認識として、中略、トータルコストの縮減を図りますとしていることから大体察しがつきますが、要は、新社会体育館の件であります。

10年前の第5次計画の議会の附帯決議には、地域スポーツ振興計画を策定し、拠点となる社会体育館について早急な整備計画を具体化することが盛り込まれました。平成30年度からのスポーツ推進計画では、曲がりなりにも新たな社会体育館について具体的な検討を進めますとなっていました。しかし、第6次総合計画策定段階での第5次基本計画の検証の改善点、展開方針の中で、社会体育館については、スポーツ関係者から早期建設の要望があるが、須賀川体育館等の利用により理解を求めるとともに検討を進めますとされ、第6次計画の中では、新たな施設については幅広く町民から意見を募るとともに、関係団体の意見を参考にしながら検討を進めますとなりました。結局、社会体育館建設、具体的の文言も削り、これから意見を聞いてなどという大幅後退の内容となってしまいました。

議会や関係団体からの再三にわたる意見、スポーツ推進計画策定時に示された町民、とりわけ子供たちからの強い要望にもかかわらず、まともに検討すらしてこなかったことは明らかであり、そのことが反映された本計画は、とても認めることはできません。

2点目は、国民健康保険事業の安定運営の部分です。10年前の第5次計画では、議会が保険税の負担軽減も検討することの附帯意見をつけましたが、今回も、医療費の抑制や保険税の収納率向上をうたうのみで、保険税の負担軽減についての文言は盛り込まれませんでした。

3点目は、第6次計画の介護保険サービスの充実の主な取組から、5年前の第5次後期計画同様に低所得者の負担軽減を図りますという文言が削られたことによる介護保険低所得者対策

助成金の半減化の問題です。国の低所得者保険料負担軽減が実施されることによる見直しですが、そもそも保険料とサービス利用料は別物であり、国の負担軽減は消費税増税の影響緩和策として実施されるもので、町独自の近隣に誇るべき助成金を縮小していい理由にはなりません。

4点目は、電子自治体サービスの充実の部分です。マイナンバーカードの取得促進やマイナンバー制度の活用については、個人情報漏えいの危険性があり、国家による国民監視システムである制度そのものに反対の立場でありますので、賛成はできません。

以上、4点の問題点を指摘し、本過疎計画策定については反対をさせていただきます。

以上です。

議長（高山祐一君） 次に、過疎地域持続的発展計画審査特別委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

3番 山本岩雄君、登壇。

（3番 山本岩雄君登壇）

3番（山本岩雄君） 3番 山本岩雄です。

議案第34号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について、賛成の立場で討論に参加します。

本計画は、平成22年4月1日、過疎地域自立特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、山ノ内町自立促進計画が策定され、地域の自立促進に向けて取組が行われてきましたが、令和2年度をもって、この計画期間が終了します。これに伴い、令和3年4月1日、新たに過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されました。これに基づき、新たに過疎地域持続的発展山ノ内町計画を策定し取組を進めるためのものです。議会では、先ほど報告のあったように、全議員による特別委員会を設置して議案の審議を行いました。

審議する中で議論となった主なものは、本計画が町の第6次山ノ内町総合計画との整合性を図り、総合計画におけるまちづくりの基本目標を、本計画では地域の持続的発展の基本方針として位置づけ、各種施策を推進していくこと、その上で、本計画では、新たに、1、基本的な事項では、地域の持続的発展のための基本計画、計画の達成状況の評価に関する事項、さらには、4、地域に関する情報化、また、12、再生可能エネルギーの利用の促進といった項目を新たに設けてあること。令和3年から令和7年の間の5年間に、移住・定住・地域間交流の促進、産業の振興、観光の開発、交通施設の整備、交通手段の確保、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、教育の振興、集落の整備などといった13項目にも及ぶ各種事業計画も設定されておること、こういったことでした。

このように、本計画は、国からの支援を得て、町の持続的発展のための各種取組を進めるために必要な計画であり、策定に作成いたします。これらの取組が達成されることを期待して、賛成討論とさせていただきます。

議長（高山祐一君） ほかに討論はありませんか。

討論を終わります。

議案第34号を採決します。

本案に対する過疎地域持続的発展計画審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第34号を特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(高山祐一君) 起立10人で多数です。

したがって、議案第34号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定については、山ノ内町議会過疎地域持続的発展計画審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

2 議案第35号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議長(高山祐一君) 日程第2 議案第35号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

ただいまの議案につきましては、去る9月8日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

望月社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 望月貞明君登壇)

社会文教常任委員長(望月貞明君) 5番 望月貞明。

それでは、常任委員会の審査報告を行います。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和3年9月24日

山ノ内町議会議長 高 山 祐 一 様

社会文教常任委員長 望 月 貞 明

1. 委員会開催月日 令和3年9月15日

2. 開催場所 第3・第4委員会室

3. 審査議案

議案第35号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(以上1件 令和3年9月8日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第35号

原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、詳細についてご説明させていただきます。

この議案第35号 手数料徴収条例の一部改正の改正点につきましては、個人番号カードの再交付手数料1件につき800円を削除するものです。その背景については、6月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律が改正され、個人番号カードの発行

主体が、市町村長から地方公共団体情報システム機構に変更されたことによるものです。これにより、町の個人番号カード交付の窓口事務は同システム機構の委託となり、再交付手数料1件につき800円は、一旦町で預かり、年度末にシステム機構にまとめて納付するようになります。また、番号カード交付に関わる事務手数料は、総務省から町に、補助金、交付金等で措置される予定です。委員会では全会一致で可決しました。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高山祐一君） これより、委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。
質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。
議案第35号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第35号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第35号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

3 議案第36号 山ノ内町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第3 議案第36号 山ノ内町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを上程し、議題とします。

ただいまの議案につきましては、去る9月8日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

湯本総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 湯本晴彦君登壇）

総務産業常任委員長（湯本晴彦君） 4番 湯本晴彦。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和3年9月24日

山ノ内町議会議長 高 山 祐 一 様

総務産業常任委員長 湯 本 晴 彦

1. 委員会開催月日 令和3年9月15日

2. 開催場所 第1・2委員会室

3. 審査議案

議案第36号 山ノ内町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

(以上1件 令和3年9月8日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第36号

原案のとおり可決すべきものと決定。

審査経過について補足をいたします。

今回のこの条例は、新過疎法が制定され、町では、一定の事業用資産を取得した特定の業者について、固定資産税の課税免除をした場合、その75%が普通交付税で3年間補填されることになりました。それを条例でうたうために、従来の過疎法に基づいた条例ではなく、新過疎法に基づいた条例の制定を議案として上げたものです。交付税補填期間は、最初の課税免除を行った年度から3年間補填されますので、固定資産税の課税免除期間も3年となります。

具体的条例の内容ですが、旧過疎法では、製造業と旅館業、農林水産物等販売業だけだったのに対し、そこに情報サービス業等が加わりました。また、設備投資の取得価格が、従来は2,700万円を超えるものだったのに対し、新過疎法では500万円以上にまで引き下げて設備の取得を促進しやすくしたものです。従来の過疎法が、外から町に入ってくる人たちを意図して制定したのに対し、新過疎法は、既存住民や法人においても設備投資をしやすく、持続的発展につなげていきたいという意図があります。

委員会では、町の事業者が設備投資をよりしやすくなること、そして、新たに外部資本も参入しやすくなり、町の発展や経済の活性化につながるということから、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高山祐一君） これより、委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第36号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第36号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第36号 山ノ内町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 4 認定第1号 令和2年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 5 認定第2号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 6 認定第3号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計(事業勘定・直営診療施設勘定)歳入歳出決算の認定について
 - 7 認定第4号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 8 認定第5号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 9 認定第6号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定について
 - 10 認定第7号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定について
 - 11 認定第8号 令和2年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

議長(高山祐一君) 日程第4 認定第1号から日程第11 認定第8号までの8件を一括上程し議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長小林元広君議題を朗読する。)

議長(高山祐一君) ただいまの8件につきましては、去る9月8日の本会議において、予算決算審査委員会に審査を付託してありますので、予算決算審査委員長から審査の報告を求めることにします。

徳竹予算決算審査委員長、登壇。

(予算決算審査委員長 徳竹栄子君登壇)

予算決算審査委員長(徳竹栄子君) 12番 徳竹栄子。

それでは、令和2年度決算認定8件の審査結果をご報告申し上げます。

審査日程を9月9日、10日及び13日、14日の計4日間とし、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会が所管する2部会で、令和元年度決算及び令和2年度予算審査でつけた部会意見についての現況報告をいただき審査に入りました。当局職員の皆様には、審査における丁寧な説明と詳しい資料を提出していただいたことを感謝申し上げます。

審査の概要ですが、9月13日予算決算審査委員会全体会議で委員会採決を行いました。採決

結果につきましては、認定8件のうち第1号、第3号、第5号は賛成多数で、ほか5件につきましては全会一致で、可決すべきものとなりました。

それでは、報告書を読み上げさせていただきます。

なお、報告書の1、審査月日から5、経過につきましては、報告を省略させていただきますが、提出の報告書に基づきまして会議録への記載をお願いいたします。

朗読いたします。

山ノ内町議会予算決算審査委員会審査報告書

令和3年9月24日

山ノ内町議会議長 高山 祐一 様

山ノ内町議会予算決算審査委員会
委員長 徳竹 栄子

1. 審査月日 9月9日・10日・13日・14日

2. 審査場所 役場 委員会室

3. 審査議案

(1) 認定第1号 令和2年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について

(2) 認定第2号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(3) 認定第3号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について

(4) 認定第4号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(5) 認定第5号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(6) 認定第6号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(7) 認定第7号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(8) 認定第8号 令和2年度山ノ内町水道事業会計決算の認定について

(以上8件 令和3年9月8日付託)

4. 審査要領

審査に当たっては、委員会を2部会に分けて、次の担当区分により関係課等の課長及び係長等の説明を聴取し、部会会議、正副委員長部会長会議、さらに全体会議をもって結論とした。

5. 経過

部会の審査区分

第1部会（部会長 湯本晴彦）

(1) 一般会計決算のうち消防課、総務課、農林課、観光商工課、建設水道課、税務課、

会計室、議会所管に係る費目

- (2) 有線放送電話事業特別会計決算
- (3) 公共下水道事業特別会計決算
- (4) 農業集落排水事業特別会計決算
- (5) 水道事業会計決算
- (6) (1)～(5)に属する財産に関する事

第2部会（部会長 望月貞明）

- (1) 一般会計決算のうち健康福祉課、教育委員会所管に係る費目
- (2) 国民健康保険特別会計決算
- (3) 後期高齢者医療保険特別会計決算
- (4) 介護保険特別会計決算
- (5) (1)～(4)に属する財産に関する事

6. 審査区分

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号は、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定。

7. 決算審査意見

【総括意見】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大まん延して未曾有の事態となり、当町でも、経済・生活環境・教育・福祉など、あらゆる面において深刻な影響を受けた年度であった。

第5次総合計画後期基本計画の最終年度となる令和2年度一般会計決算規模は、歳入89億661万円（対前年度比21.5%増）、歳出86億374万円（22.8%増）で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額（実質収支）は3億111万円となり、前年度の実質収支を差し引いた額（単年度収支）は1,466万円のプラスとなり、前年度の赤字から黒字に転じた。

歳入が増加した主な理由は、新型コロナ関係の特別定額給付などで国庫支出金が15億5,709万円の増となったからである。一方、町税は、徴収猶予特例措置などにより1億637万円の減となったが、これは固定資産税徴収猶予による約8,200万円の減が主な理由である。また、ふるさと寄附金は、寄附件数7,678件（前年度5,376件）、寄附金額3億826万円（前年度2億4,922万円）で、共に大幅に増加した。今後も、関係人口“山ノ内ファン”の増を目指し、さらなる努力に期待したい。

歳出が増加した主な理由は、特別定額給付金、新型コロナ緊急経済対策関係事業、台風19号災害復旧事業、老人ホーム建設負担金などにより、総額で15億9,796万円の増となったからである。

産業分野では、新型コロナの影響で各種イベントが数多く中止となったが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業が実施された。主な事業として、町内消費

拡大事業、町内宿泊施設におけるクーポン券活用事業、観光地組織維持支援事業等、観光事業者の継続・存続に有効な対策が講じられた。今後も継続的な支援策が求められる。

農業においては、産地パワーアップ事業や農業用ハウス強靱化緊急対策事業を実施した。販売額・生産量の増加に期待したい。

保健医療・福祉分野では、養護老人ホームてるさと建設負担金、地域福祉センター空調設備改修など、高齢者が安心して暮らせる体制づくりを評価したい。

教育・文化分野では、東小学校・南小学校トイレ改修、中学校グラウンド整備、給食センター改修などが実施された。特にトイレ改修は、児童たちの利便性と衛生環境が良好となり評価できる。引き続き未改修トイレの早期改修に努められたい。

都市基盤・生活環境分野では、主な情報発信設備であった有線放送電話施設の撤去工事が終了した。新たな防災・火災・警察情報等を住民に配信するSUGUメールのほかに、防災アプリの運用、町の公式LINEによる防災情報配信システムの構築により、多くの町民が迅速かつ確実に必要な情報が得られるようになることを期待する中で、デジタル難民を出さない配慮にも努められたい。

令和元年度の台風19号などにより甚大な被害を受けた道路河川等の復旧工事費は1億9,400万円となった。迅速な対応は評価したい。今後も、町民の生命財産を守るため、災害に強いまちづくりに努められたい。

行財政分野では、令和3年度からスタートする第6次総合計画策定に合わせて、数多くの計画が策定され、町の将来の方針が示された。

まとめ

国土交通白書2021年度版では、新型コロナ、災害の激甚化・頻発化が、私たちの直面する危機として取り上げられている。先行き不透明な中で、「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土（まち）」を町の将来像に掲げた第6次総合計画に基づき、地域経済の再構築、医療や福祉、防災危機管理体制、教育など、町民生活に欠かせないサービスの維持確保などを確実に実現するためには、行政と町民が共に手をたずさえてこの難局を乗り越えなければならない。

【部会意見】

〔共通〕

- 新型コロナウイルス感染症が常態化する中で、新生活様式に配慮しつつ、社会活動の立て直しを図ること。
- 地域おこし協力隊員が意欲的に活動できる環境整備に努めること。

〔第1部会〕

1. 一般会計

(1) 総務費

- 地域公共交通の利用促進を図るとともに、住民ニーズを踏まえた地域公共交通計画を策定すること。

○県ゼロカーボン戦略に沿った取組を推進すること。

(2) 農林水産業費

○有害鳥獣被害対策室を設置し、効果的に取り組むこと。

○農業と観光の連携（食と雇用）の環境整備を図ること。

(3) 商工費

○新型コロナウイルス感染症対策支援事業は、効果的な事業策定と関係者への周知に努め、地域経済の回復につなげること。

(4) 土木費

○老朽化した危険な廃屋解消に向け根本的な対策を講じること。

(5) 消防費

○消防団の再編に向けては、地域の意見を十分に聞きながら進めること。

2. 特別会計等

(1) 有線放送電話事業特別会計

意見なし

(2) 公共下水道事業会計

意見なし

(3) 農業集落排水事業会計

意見なし

(4) 水道事業会計

○東部浄水場の建設には万全を期すこと。

[第2部会]

1. 一般会計

(1) 民生費

意見なし

(2) 衛生費

○ヘリカルCTによる肺がん検診は、負担軽減を図るとともに対象年齢を引き上げること。

(3) 教育費

○子育て期から義務教育終了までの教育理念の作成を早急に進めること。

2. 特別会計

(1) 国民健康保険特別会計

○保険者努力支援制度については、評価が上がるようさらに努力すること。

(直営診療施設勘定)

意見なし

(2) 後期高齢者医療保険特別会計

意見なし

(3) 介護保険特別会計

意見なし

以上でございます。

議長（高山祐一君） ただいま、予算決算審査委員長の報告で、1の審査月日から5の経過まで省略されましたが、会議録への登載は、報告書を調査し、要望のとおり登載することとします。これより、予算決算審査委員長から報告のありました8件に対して一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論、採決を行います。

認定第1号について、討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

8番 渡辺正男君、登壇。

（8番 渡辺正男君登壇）

8番（渡辺正男君） 8番 渡辺正男です。

認定第1号 令和2年度一般会計決算認定に対し、反対の立場から討論いたします。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の対策に追われる1年間でありました。当初予算は、歳入歳出それぞれ70億2,000万円で、コロナのコの字もありませんでしたが、その後の国の緊急経済対策の感染症対応地方創生臨時交付金や特別定額給付金などの補正で、最終的に決算規模は、歳入で89億661万円、21.5%増、歳出は86億374万円、同じく22.8%増と、前年度に対して大幅な増となりました。私は、当初予算の反対討論の中で、今後大幅な補正対応が必要になってくることが想定される、町当局には迅速で的確な対応を強く求めたいというふうに申し上げました。

町内におけるクラスターの発生もありましたが、県との連携による感染拡大防止対策や飲食店等の休業補償、緊急融資の対応等については一定程度評価できます。その中で、かえって国のコロナ対応の不十分さのほうが目立ったような気がします。無用なアベノマスクの全戸配布、G o T o 関連事業の先走り、持続化給付金や特別定額給付金の対応の遅れ、非常事態宣言の発令・解除のタイミングの悪さ、コロナ病床の逼迫、PCR検査数の少なさなどなど、こうした類例のないパンデミックに対する備えの脆弱さ、危機管理対応力の低さが露呈してしまった格好です。

それは、各種世論調査結果にも表れています。こんな中で、町のコロナ経済対策の中で残念だったのは、上田市や松本市、千曲市、小諸市などで実施された市独自の旅館、ホテル業事業者に対する支援金事業、これは宿泊定員数に応じて上限300万円というような直接支援の制度ではありますが、それに取り組みなかったこと、これが残念であります。昨年6月の一般質問で私も提言させていただきましたが、町内事業者からも、この実施を求める声が上がっていただけに残念であります。

令和2年度は、会計年度任用職員制度がスタートした年でした。町は当初、期末手当を年1.45か月に設定しました。近隣の2.6か月に比して極めて不十分であることから、条例には反対をさせていただきます。この件については、令和3年度からは2.55か月ということで正常化されております。

反対理由の一つである社会体育館の問題については、過疎計画の討論の中で詳しく述べさせていただきますので、ここでは重複を避けたいと思います。

国民健康保険特別会計への財政支援のための法定外繰出しは、国からの指導を口実に今年も行われませんでした。繰り返し求めてきたものとして残念でなりません。また、マイナンバーカード取得促進には問題があります。今年3月からスタートする予定だったマイナンバーカードの健康保険証化ですが、相次ぐトラブルで10月からの実施と先送りされました。しかし、全国のカード交付数は今月になっても人口の約38%と、浸透していません。カードを保険証代わりに対応できる病院、診療所、薬局等は、この期に及んでも全体のわずか1.5%にしか過ぎません。国が強引に進めるマイナンバーカード取得促進と、いわゆる機能のひもつけ拡大には反対であります。

コロナ禍は、まだまだ続きそうです。町当局には、感染拡大の抑え込み、疲弊した産業の立て直しに全力で立ち向かっていただくこと、これを強く要望し、反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（高山祐一君） 次に、予算決算審査委員長の報告に対し賛成者の発言を許します。

2番 白鳥金次君、登壇。

（2番 白鳥金次君登壇）

2番（白鳥金次君） 2番 白鳥金次でございます。

認定第1号 令和2年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。

当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億2,000万円でスタートを切りました。決算では、歳入が89億661万円、歳出が86億374万円となり、歳入歳出とも大幅な増額決算となりました。この要因は、歳入面では、国及び県より新型コロナウイルス感染症対応に関連した補助金等々、総額で約16億5,000万円となっており、増額の主なものです。歳出の面で、国による1人10万円の特別定額給付金の支給、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した町内消費拡大事業、プレミアム付商品券の配布、また、町内宿泊施設におけるクーポン券活用事業が行われ、住民生活支援と観光、商工業者への支援となりました。評価に値します。

公共施設、児童施設、小・中学校への感染予防用品の購入費用への支出についても評価します。4月に緊急事態宣言が全国に拡大をした中でスタートしましたが、予算の執行においては、8月に臨時会を開会して補正予算を執行し、また、期を逸することなく専決にて補正予算を組み執行されたことは、常に住民に目を向けた確に対応されたことです。大いに評価いたします。

令和2年度は、私たちが、かつて経験したことのないウイルス感染との戦いの年でした。そのような中で、第5次山ノ内町総合計画の最終年度であり、新たな第6次総合計画の策定の年度でありました。大変厳しい状況の中で策定できたことに感慨深いものがあります。コロナ禍、ウイルスは変異をして襲ってきています。今こそ、未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土を目指して、計画の実現に向けて、町民と行政が一緒になって取り組んでいかなければならないと思っています。今現在も、ワクチン接種をはじめとして様々な事業が継続展開をされています。気を緩めることなく、竹節町長をはじめとする理事者、管理職、職員が一丸となって灯台の役目を果たしていただきたい、お願いをいたします。本件の認定について、議員各位のご賛同を強くお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（高山祐一君） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論を終わります。

認定第1号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第1号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（高山祐一君） 起立10人で多数です。

したがって、認定第1号 令和2年度山ノ内町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号について、討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第2号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第2号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、認定第2号 令和2年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号について討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

8番 渡辺正男君、登壇。

（8番 渡辺正男君登壇）

8番（渡辺正男君） 8番 渡辺正男。

認定第3号 令和2年度国民健康保険特別会計決算認定に対し、反対の立場から討論します。

まず、当初予算から振り返って決算状況を分析してみたいと思います。

予算編成の鍵となる歳出の県への事業費納付金は、例によって2%、982万円増しの4億3,343万円を見込みましたが、結果は4億2,139万円と逆に222万円の減となりました。現年度分保険税収は、国の推奨値では予定収納率97%で算定すべきところを、例によって、過去3年間の就農率実績をもとに94.6%と厳しめの算定をしましたが、決算は95.7%と予定収納率を1.1%上回る結果となりました。

保健事業については、出産・育児一時金、葬祭費、結核・精神給付金等約4,000万円を基金充当で対応することとし、そのための基金繰入れを2,169万円見込みました。結果は、基金繰入れ1,322万円は行われたものの、繰越金は1,891万円増の2,444万円となり、前年度比では441.66%という大幅増となっています。基金残高は一見減ったかのように見えますが、実質は2億6,000万円以上の余剰金があるということになります。

令和2年度は保険税の値下げが行われましたが、当初予算への反対討論で申し上げたとおり、この値下げは県への事業費納付金の大幅減、約7,700万円分を反映させただけであり、基金活用での負担軽減には全く踏み込んでおらず、将来の3方式への移行に向けての段階的資産割軽減も見込まれていませんでした。

また、私が繰り返し求めてきました負担軽減のための財政支援、一般会計からの法定外繰入れも、国の主導を口実に全く行おうとしない姿勢は本当に残念であります。県一本化の中で、県への事業費納付金額に応じた改定だけしかしないのであれば、基金は全く必要ありません。そのことは本決算でますます明らかになったと思います。被保険者1人当たり7万円以上にも膨れ上がった基金は、速やかに保険税負担軽減に充てるべきであります。

今議会の一般質問でも要望いたしました。保険税算定に当たっては、まず1つ目、県の事業費納付金を2%増しで算定することはやめること。2つ目ですが、保険税の予定収納率を国の推奨値である97%で算定すること。3つ目、子供を生めば生むほど税負担が増えるような子育て支援にも逆行する均等割課税を、国の改定のタイミングに合わせて町の独自上乗せを検討することの3点も、改めて要望いたしたいと思います。

以上、3点の要望を申し上げさせていただきます、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

議長（高山祐一君） 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） ありませんか。

討論を終わります。

認定第3号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第3号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（高山祐一君） 起立10人で多数です。

したがって、認定第3号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計（事業勘定・直営診療施設勘定）歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第4号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第4号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、認定第4号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号について討論を行います。

まず、予算決算審査委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

8番 渡辺正男君、登壇。

（8番 渡辺正男君登壇）

8番（渡辺正男君） 8番 渡辺正男。

認定第5号 令和2年度介護保険特別会計決算認定に対し、反対の立場から討論いたします。

令和2年度は、介護保険計画第7期3年間の最終年度でした。当初、保健給付費は対計画比では93.42%、令和元年度の実績見込みに対しては103.7%を見込みましたが、結果は、対計画比88.7%と大幅減、前年度比では100.5%と、微増ということになりました。3年前の介護保険計画で見込んだ3年間の保健給付費総額は51億2,859万円でしたが、46億9,737万円、91.6%と4億3,122万円の大幅減という結果になりました。保健給付費の23%を1号被保険者が保険料で負担するというのが介護保険の仕組みであります。計画を4億3,122万円下回ったということは、その23%、つまり9,918万円多く1号被保険者の皆さんにご負担いただいたということになります。令和2年度当初は、基金取り崩し5,609万円を見込み、令和2年度末基金残高は1億5,000万円ほどになるとの説明でしたが、最終的には逆に積立てに転じ、2億2,106万円を積み残す結果となりました。被保険者1人当たり換算すると4万5,000円にもなります。そもそも基金は、1期3年ごとにゼロになるように保険料を設定するのが普通であります。この2期6年間、全く減ってないところを見ると、町の介護保険料は普通ではありません。第8期の町の介護保険料が据え置きとなりましたが、今後3年間で1億5,000万円の基金を取り崩すとしていますが、その前提だと、保健給付費が、その23%で割返しますと6億5,200万円増えなければ負担のルールからいって帳尻が合わないこととなります。しかし、第8期は計画

どおりにいったとしても、3年間で49億240万円と、第7期に対して2億円ほどの伸びしか見込まれていません。被保険者が4,900人、要介護認定者が900人で、ほぼ変化なく今後推移することを考慮いたしますと、その2億円の伸びですら怪しいと言わざるを得ません。

基金残高は1号被保険者の皆さんの納め過ぎた保険料分にほかなりません。それは皆さんの痛みそのものであります。第8期介護保険料は、保健給付費の正確な現状把握と的確な将来見込みに立ち、この基金も活用すれば大幅な保険料引下げができたはずですが、実際、全国1,571の市区町村と広域連合のうち239、これは約15%ではありますが、そこでは引下げが行われております。本決算については、当初予算とは大きな誤差が生じており、その不正確な見込みが第8期保険料据置きという算定を生んだという点で、とても認定することはできません。

一向に終息の気配を見せないコロナ禍の中で、被保険者の皆さんは、介護サービス利用も控え気味にならざるを得ないという不安と苦しみの中にいます。町当局には、こうした被保険者の皆さんに寄り添い、たまり過ぎた基金を活用して、介護保険料の大幅な負担軽減に真摯に取り組まれることを強く要望し、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（高山祐一君） 次に、予算決算審査委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） ありませんね。

討論を終わります。

認定第5号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第5号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（高山祐一君） 起立10人で多数です。

したがって、認定第5号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第6号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第6号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、認定第6号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第7号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第7号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、認定第7号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業会計決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

認定第8号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は認定であります。

認定第8号を予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、認定第8号 令和2年度山ノ内町水道事業会計決算の認定については、予算決算審査委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

ここで、換気のため、午後3時15分まで休憩します。

(休憩) (午後 3時10分)

(再開) (午後 3時15分)

議長（高山祐一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12 議案第37号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第3号）

議長（高山祐一君） 日程第12 議案第37号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第3号）を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 議案第37号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正です。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ1億1,168万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ77億8,468万8,000円とするものです。本補正予算につきましては、8月19日付で新型コロナウイルス特別警報Ⅱ、感染警戒レベル5が当町に発出され、それに伴う対策経費及びお盆を中心とした大雨による災害復旧に係る経費が急遽必要となったため議案を提出するものです。

細部につきましては総務課長から補足の説明を申し上げます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（高山祐一君） 補足の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（高山祐一君） 議案第37号について、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 8番 渡辺正男です。

歳出の6款商工費の負補交のスキー場誘客なんですけど、詳しい交付先と、その具体的な誘客の内容について、お願いしたいと思います。

議長（高山祐一君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

まず、交付先につきましては、志賀高原観光協会及び北志賀高原観光協会を予定しております。支援の内容につきましては、先ほど、総務課長からありましたとおり、冬季のスキー場誘致に向けた支援ということで、こちらにつきましては、詳細については各協会等と話を進めているところでございます。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 3,000万円の交付、2か所、これは金額とかで決まっているんですか。それと、それを負担するような時期と。これは内容がまだ決まっていなくて補助金の金額が決まっているという、その分について、予定の額をしておいて、最後精算というような形なのか、取りあえず決まった額を入れてしまっているという形なのか、その辺についてお願いします。

議長（高山祐一君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

3,000万円の内訳ですけれども、志賀高原観光協会に2,000万円、北志賀高原観光協会に1,000万円という割合でございますが、これにつきましては、冬季のスキー場への入り込みの比率等を参考しております。また、内容につきましては、ある程度詰まってきた部分があります。北志賀高原につきましては、スキー場のリフトの割引等に使用したいということでございますので、基本的には団体育成への補助金ですので、精算が必要ですが、実績によって精算を行いたいと思っております。

以上です。

議長（高山祐一君） ほかにありませんか。

3番 山本岩雄君。

3番（山本岩雄君） 3番 山本岩雄です。

1点教えてください。

総務費の中のPCR検査ですが、当初500人、あと1,000人ということで、検査をしてもらうことに関してはとてもありがたいことだし、安心できることだと思うんです。ただ、検査をすると結果が出てきます。その場合、陽性になった場合、医療機関とのすり合わせというか、対応というか、その辺はどうなっているのでしょうか。

議長（高山祐一君） 危機管理課長。

危機管理課長（町田昭彦君） お答えします。

陽性の場合、医療機関を受診して、医師の診察のもとに確定診断を下すということになっております。その後、医師のほうから保健所に発生届を出すというような流れになっておりますので、陽性だった場合には医療機関への受診をご案内するということでございます。

以上です。

議長（高山祐一君） 3番 山本岩雄君。

3番（山本岩雄君） その医師というか、医療機関というのは、陽性になった人が選ぶんですか。

それとも、どこか指定することになるんですか。

議長（高山祐一君） 危機管理課長。

危機管理課長（町田昭彦君） お答えします。

現時点では、今回のPCR検査を行っている検査機関が提携している医療機関に受診をいただくという想定でございます。

以上です。

議長（高山祐一君） ほかにありませんか。

質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第37号を採決します。

議案第37号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第37号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

13 議案第38号 人権擁護委員の候補者の推薦について

14 議案第39号 人権擁護委員の候補者の推薦について

15 議案第40号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長（高山祐一君） 日程第13 議案第38号から日程第15 議案第40号の人権擁護委員の候補者の推薦についての3議案を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第38号から議案第40号までの人権擁護委員の候補者の推薦についての3件を一括してご提案申し上げます。

初めに、議案第38号 人権擁護委員の候補者の推薦についてご提案申し上げます。

本委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

住所、山ノ内町大字平穏2590番地4。

氏名、児玉綾子。

生年月日、昭和34年3月6日。

任期 法務大臣の委嘱の日から3年。

理由、任期満了の小山内明美さんの後任です。

続いて、議案第39号 人権擁護委員の候補者の推薦についてご提案申し上げます。

本委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

住所、山ノ内町大字佐野694番地9。

氏名、山本久美子。

生年月日、昭和30年8月7日。

任期、法務大臣の委嘱の日から3年。

理由、任期満了の山本喜美子さんの後任です。

続いて、議案第40号 人権擁護委員の候補者の推薦についてご提案申し上げます。

本委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

住所、山ノ内町大字夜間瀬11865番地5。

氏名、徳竹森之。

生年月日、昭和32年9月12日。

任期、法務大臣の委嘱の日から3年。

理由、任期満了の秋元繁一さんの後任です。

以上、議案第38号から議案第40号までの3議案について一括ご提案申し上げますので、十分

ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（高山祐一君） これより、3議案について一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第38号について、討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第38号を採決します。

議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第38号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり可決されました。

議案第39号について、討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第39号を採決します。

議案第39号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第39号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり可決されました。

議案第40号について、討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第40号を採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第40号 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり可決されました。

16 同意第8号 山ノ内町教育委員会委員の任命について

議長（高山祐一君） 日程第16 同意第8号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてを上程し、

議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 同意第8号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い山ノ内町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

任命同意を求めようとする氏名等は次のとおりです。

住所、山ノ内町大字夜間瀬4082番地。

氏名、堀米ひろみ。

生年月日、昭和37年12月4日。

任期は、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間です。

提案理由は、任期満了により引き続き再任をするものです。

十分ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長(高山祐一君) 同意第8号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第8号を採決します。

同意第8号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、同意第8号 山ノ内町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

17 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める
陳情書

18 陳情第2号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

議長(高山祐一君) 日程第17 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書及び日程第18 陳情第2号 辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決す

べきとする意見書の採択を求める陳情の2件を一括上程し、議題とします。

陳情第1号につきましては、第3回定例会において総務産業常任委員会の閉会中の継続審査となっておりました。また、陳情第2号につきましては、去る9月2日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれ、委員長から審査の報告を求めることとします。

湯本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 湯本晴彦君登壇)

総務産業常任委員長(湯本晴彦君) 4番 湯本晴彦。

それでは、陳情の審査について報告します。

令和3年9月24日

山ノ内町議会議長 高山祐一様

総務産業常任委員長 湯本晴彦

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第1号

2. 受理年月日 令和3年5月19日

3. 件名

(陳情第1号) 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

陳情者 中野市西条1008

中高地区労働組合連合会 議長 樋口 尚宏

長野市高田276-8

長野県労働組合連合会 議長 細尾 俊彦

4. 付託年月日 令和3年6月10日

5. 審査結果 採択すべきものと決定。

続いて、陳情第2号です。

令和3年9月24日

山ノ内町議会議長 高山祐一様

総務産業常任委員長 湯本晴彦

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第2号

2. 受理年月日 令和3年6月21日

3. 件名

(陳情第2号) 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

陳情者 沖縄県那覇市おもろまち4丁目17番11号1階
「新しい提案」実行委員会 責任者 安里 長従
東京都新宿区四谷二丁目8番地岡本ビル5階
全国青年司法書士協議会 会長 阿部 健太郎

4. 付託年月日 令和3年9月2日

5. 審査結果 不採択すべきものと決定。

審査の経過を報告いたします。

まず、陳情第1号ですけれども、前回、現状のコロナ禍やオリンピック、また国会の動きなども鑑みて継続審査となりました。今回、経済を回すためには、最低賃金を全国的に上げて、購買力を上げていくなどをしっかりしない限り、この厳しい現状を打破できないという意見から、中小企業の支援策の拡充をしっかりと担保した上で上げていくべきではないかという議論になりました。そのときに、最低賃金1,500円以上を目指すくらいでないと大きく変わらないこと、そして、既に東京では1,000円以上になっていることから、今回、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

ただし、最低賃金1,500円と明記していくのは、現状の町の経済環境を鑑みると、そこまで明記していくのは難しいということで、意見書では金額を明記しないことも含めて採択しております。

続いて、陳情第2号の審査経過も説明いたします。

今回の陳情は、辺野古新基地の建設工事において、土砂の埋立てに沖縄戦没者の遺骨の残るところの土砂を使うということで、特に戦没者の尊厳を損なうので工事を中止するべきという点、普天間基地の代替施設が本当に日本国内に必要なのか、国民的議論をしていないまま国が進めているということ。そして、もし国内に代替施設が必要となるならば、沖縄だけでなく全国全ての自治体を等しく候補地として検討すべきという3点で、普天間基地の移転問題を民主的にもう一度検討し直すべきだという陳情です。

委員会では、これは国の問題として、町が意見すべきものなのかという点、普天間基地の辺野古移転の中止が、実現性を考えても難しいという判断などの議論がありました。一方で、沖縄県民のことを考えると、さすがにこれは問題ではないかなどの意見もありました。議論の結果、採決で賛成少数ということで、不採択すべきものとして決定いたしました。

以上になります。

議長（高山祐一君） これより、委員長報告に対し質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第1号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（高山祐一君） 起立10人で多数です。

したがって、陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第2号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

まず、総務産業常任委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

8番 渡辺正男君、登壇。

（8番 渡辺正男君登壇）

8番（渡辺正男君） 8番 渡辺正男。

辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を不採択とすべきものとした総務産業常任委員長の報告に対し、反対の立場から討論いたします。

そもそも、辺野古基地問題は、1995年、これは平成7年ですが、9月4日に、沖縄県に駐留するアメリカ海兵隊員2名とアメリカ海軍軍人1名の計3名が、12歳の女子小学生を拉致、集団強姦した強姦致傷及び逮捕監禁事件がきっかけでした。このような凶悪な事件ですら、日米地位協定の取決めによって犯人の身柄が拘束できませんでした。この理不尽さに、戦後、米兵の横暴に耐え続けてきた沖縄県民たちの怒りは頂点に達し、米軍基地の整理縮小と日米地位協定の見直しの機運が高まりました。翌96年には、基地の整理縮小と日米地位協定の見直しを求める沖縄県民投票が行われ、総投票者数の89%が賛成票を投じました。基地反対の民意の高まりを受け、日米両政府が沖縄県の米軍基地の整理縮小の検討を開始し、96年12月2日に合意に達しました。これが、いわゆるSACO、サコー合意と言われます。

しかし、基地の整理縮小のはずのこのサコー合意の中に、普天間基地は辺野古へ、そして、

北部訓練場返還は高江集落を囲むヘリパッドの建設が条件と盛り込まれました。基地縮小といながら、基地機能強化にほかならない内容でした。普天間の辺野古代替案について、地元名護市では1997年に住民投票が行われ、54%の市民の反対の民意が示されました。一昨年行われた県民投票でも、辺野古埋立てに反対が有効投票の72.2%、沖縄全41市町村で反対が賛成を上回り、新基地建設の進む名護市では反対が73%、普天間飛行場を抱える宜野湾市でも66.8%となりました。

このように、沖縄の民意は知事選や、この間の国政選挙でも重ねて示されてきたように、圧倒的に埋立て反対です。しかし、国は埋立てを強行し続けています。しかも、沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使おうとしています。これは、戦没者の遺骨の尊厳を著しく損なうものであり、許されることではありません。沖縄の民意を無視した埋立て強行は、地方自治や民主主義の原則もないがしろにする暴挙と言わざるを得ません。米軍は、陸軍、空軍、海軍、海兵隊の4軍から成り、海軍と海兵隊は、同じ海の字がついていても基本的には別の組織です。別名なぐり込み隊とも呼ばれる他国への上陸のための部隊であり、日本を守ることとは無縁の軍隊であります、海兵隊のことではありますが。

辺野古は普天間基地の代替施設になりますが、普天間基地は海兵隊の基地なので辺野古は海兵隊が使います。米軍は普天間の半分の機能をグアムに移転して、残り半分を辺野古へ移します。沖縄に残留するのは司令部機能と第31海兵遠征隊で、全体では1万人近くになりますが、このうち実戦部隊である第31海兵遠征隊は、平時は人道支援を主任務とする2,000人の部隊です。よく言われる抑止力とは、指令部ではなく実戦部隊によるものなので、極論すれば、たった2,000人の部隊のために辺野古の海を埋め立てていることになります。しかも、彼らは、ふだんは東南アジア諸国を巡回しているために、沖縄に滞在するのは1年の半分にも満たない期間であります。

普天間基地の沖縄県内に占める割合は全米軍基地の6%にしか過ぎません。普天間を県内からなくしたところで、その他94%の米軍基地は沖縄に駐留し続けます。アジア最大の空軍基地である嘉手納や海軍基地のホワイトビーチもそれでもあります。辺野古新基地建設については、米国議会でも、建設予定地の軟弱地盤による工事の難航と、大浦湾海域に2つの断層が走っているということに懸念の声が上がっています。辺野古しかないというのは日本政府の勝手な言い分でしかありません。国土の0.6%しかない沖縄の面積に70%以上の米軍専用施設が集中する沖縄県の皆さんが、直接民主主義で示した民意も地方自治権も踏みにじられている現状を見て、本土に暮らす私たちは、これを人ごととせず、当事者意識を持って問題の解決に向け行動すべきと考えます。本陳情の願意は妥当であり、採択すべきものと判断をいたします。沖縄の心に思いをはせ、沖縄県民に寄り添い、心からの連帯を込め、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（高山祐一君） 次に、総務産業常任委員長の報告に対し、賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論を終わります。

陳情第2号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

陳情第2号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

議長(高山祐一君) 起立2人で少数です。

したがって、陳情第2号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情は、総務産業常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

19 陳情第3号 「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」の採択を求める陳情書

議長(高山祐一君) 日程第19 陳情第3号 「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」の採択を求める陳情書を上程し、議題とします。

本陳情につきましては、去る9月2日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

望月社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 望月貞明君登壇)

社会文教常任委員長(望月貞明君) 5番 望月貞明。

それでは、陳情の審査結果を報告いたします。

令和3年9月24日

山ノ内町議会議長 高山祐一様

社会文教常任委員長 望月貞明

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第3号

2. 受理年月日 令和3年8月23日

3. 件名

(陳情第3号) 「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国

庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」の採択を求める陳情書

陳情者 中野市一本木字太田455教育館内
長野県教職員組合下高井支部山ノ内単組
代表者 小野 光太郎

4. 付託年月日 令和3年9月2日

5. 審査結果 採択すべきものと決定。

それでは、審査経過についてご説明いたします。

審査の中での主な討論では、本年から、小学校が5年計画で35人学級となるが、長野県では既に30人規模学級を進めており、さらなる少人数学級の要望は具体的に人数の要求がないので容認とする。

次に、三位一体改革で義務教育費の国庫負担率が3分の1に減額されたとあるが、これは地方6団体が財源の地方移譲を条件に国庫負担の廃止を主張したことが原因である。また、主な教育費は教員の人件費であり、これは県が負担している。よって、この陳情は、本来県に提出すべきものであるが、従来の経過を踏まえ、反対はしないなどの意見がありました。

採決の結果、全会一致で可決といたしました。皆様のご理解をよろしくお願いします。

議長（高山祐一君） これより、委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。
質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。
陳情第3号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第3号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、陳情第3号 「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」の採択を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

20 発委第3号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

議長（高山祐一君） 日程第20 発委第3号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

湯本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 湯本晴彦君登壇)

総務産業常任委員長(湯本晴彦君) 4番 湯本晴彦。

発委第3号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和3年9月24日提出

総務産業常任委員長 湯本晴彦

令和3年9月 日議決

山ノ内町議会議長 高山祐一

それでは、意見書を読み上げます。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で、最低賃金近傍の低賃金で働いている。また、最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻となっている。この難局を乗り越えるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するために、最低賃金の引上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2021年10月に改定される地域別最低賃金では、最高の東京で時給1,041円、長野県では877円、最も低い2県では820円に過ぎない。毎日8時間働いても年収200万円以下(月の労働時間172時間で換算)である。最低賃金法第9条3項の労働者の健康で文化的な生活を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、長野県と東京都では、同じ仕事でも時給で164円もの差がある。若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。長野県労連など全労連の調査では、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月25万円前後の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で地域別ではなく全国一律制をとっている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど、具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引上げを支えている。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金の引上げと全国一律制にしていくことを要望する。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
- 2 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を計画的に引き上げること。
- 3 政府は、最低賃金を引き上げても経営が継続できるように、支援策を適切に拡充し、中小企業の経営と労働者の生活と命を守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月 日

内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、中央最低賃金審査会会長様

長野県山ノ内町議会議長 高山 祐一

議長（高山祐一君） これより、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

討論なしと認め、討論を終わります。

発委第3号を採決します。

発委第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（高山祐一君） 起立10人で多数です。

したがって、発委第3号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

2 1 発委第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について

議長（高山祐一君） 日程第21 発委第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

望月社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 望月貞明君登壇）

社会文教常任委員長（望月貞明君） 5番 望月貞明。

それでは、発委第4号を朗読します。

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を

求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和3年9月24日提出

社会文教常任委員長 望月貞明

令和3年9月 日議決

山ノ内町議会議長 高山祐一

それでは、意見書を朗読します。

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」
を求める意見書

今年度から5か年計画で小学校の35人学級が実現することとなりました。全学年での実施は実に40年ぶりであり歓迎するものです。しかし、35人学級では不十分であり、中学校は40人のままです。

「新たなる生活様式」における身体的距離の十分な確保のためにも、少人数学級はさらなる推進が必要です。昨年3月には、新型コロナウイルス感染症対策として全国で一斉臨時休業が行われ、4月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、分散登校を行う学校などがありました。新年度になっても、学校現場では、学びの保障や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けています。新学習指導要領への対応や、貧困・いじめ・不登校など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、早急に30人学級を実現するなど、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

義務教育国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差を生じること大きな問題です。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちに全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 どの子にも行き届いた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。
- 2 教育の機会均等と、その水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年9月 日

衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、総務大臣様、文部科学大臣様
山ノ内町議会議長 高山 祐一

以上。

議長（高山祐一君） これより、質疑、討論、採決を行います。
質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。
発委第4号を採決します。

発委第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、発委第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

2 2 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

2 3 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

2 4 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

2 5 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

2 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（高山祐一君） 日程第22から日程第26までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長小林元広君議題を朗読する。）

議長（高山祐一君） 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とす

ることに決定しました。

議長（高山祐一君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長（高山祐一君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は9月2日から本日までの23日間の会期でありましたが、令和2年度各会計決算認定をはじめ、補正予算5件、条例の制定2件、人事案件4件、過疎地域持続的発展計画など、多くの重要案件が慎重に審議されました。とりわけ、令和2年度一般会計をはじめ、4特別会計、3事業会計の決算認定に当たっては、予算の適正な執行とその効果について、慎重かつ真剣に審査・審議をいただき厚く御礼申し上げます。

また、一般質問では8名の議員が登壇され、新型コロナウイルスの対応や産業振興、福祉、教育問題など、町行政に対し様々な観点から活発な論戦を展開いただきました。町長はじめ、理事者、管理職各位におかれましても、真摯な対応をもって審査・審議にご協力、あるいはご答弁をいただいたことに改めて感謝を申し上げます。

なお、決算審査意見はもとより、一般質問や委員会で出されました意見や提言につきまして、今後の行財政運営や予算執行に十分反映されますよう強く要望したいと思います。これから、日ごとに秋も深まってまいります。議員、理事者、管理職各位には、くれぐれもご自愛いただき、引き続き町政発展にご尽力賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（高山祐一君） 町長から、閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 令和3年第4回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、9月2日から23日間の会期中で、令和2年度決算審査をはじめ、2日間の一般質問では、新型コロナウイルス感染症への取組や現状、教育関連についてなど、活発なご議論をいただき、また、提案しました案件につきましては全て原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。

とりわけ、令和2年度決算審査に当たりましては、予算決算審査委員会において慎重に審議いただきましたことに、改めて敬意と感謝を申し上げます。決算審査並びに一般質問においていただきました貴重なご意見やご提案につきましては、今後の町政運営に十分反映してまいります。

当町は、ワクチン接種も順調に進んでいきましたが、7月下旬から約1か月でコロナ陽性者が39人発生し、長野県では、特別警報Ⅱ、レベル5に引き上げられ、県の指導や、全県挙げて対

策を強化してまいりました。県は、感染拡大を徹底的に食い止める方針を示し、9月3日から12日までの10日間を「命と暮らしを救う集中対策期間」として、県や市町村の公共施設の休止、8月20日から9月20日の間のイベントの中止や延期などを含む対策を強化し、当町も県の方針に従って公共施設の利用休止やイベントの中止などを行ってまいりました。結果、約1か月余、新規陽性者もなく安定するとともに、県全体でも一部市町村を除き発生が収まってきました。

県では、9月13日から医療非常事態宣言を解除し医療警報に、その後、14日には医療警報も解除となりました。同じく9月13日に全県の感染警戒レベル5を引き下げ、特別警報Ⅰ、レベル4を発出しました。そうした状況下ですが、引き続きマスク着用やワクチン接種、会食等のマナー厳守、県境をまたぐ往来の自粛など、十分配慮したコロナ対策を徹底した取組を行ってまいります。

町独自のPCR検査を9月10日より募集したところ、9月22日現在230名の申込みがあり、検査結果が届いた方95名、全員陰性であり、そのほかの方々も順次検査結果が届いてまいります。住民・観光客の安心・安全や早期発見による感染者の拡大、重症化を防ぐ観点からも、引き続き、より多くの町民、事業所従事者へのPRにより検査者の拡大に努めてまいります。

一方、先週の3連休の人流が大変多く、今後どう影響するのか大変不安もあり、町も県内も比較的安定しているとはいえ、これからも、コロナ感染者の発生状況を見ながら、秋に予定している町主催の10月6日戦没者追悼式、10月17日のスノーモンキーONSEN・ガストロミーウオーキング、10月27日の合同金婚式、11月10日の行政功労者表彰式などの開催に向けての準備を行うとともに、指針として、参加者、スタッフの2回のワクチン接種や、簡易キットによる抗原検査の実施など、コロナ対策には万全を期してまいります。今年の夏の連日の猛暑、さらには、9月下旬とはいえ残暑が続く日々、親水広場での噴水に戯れる親子連れの姿や子供らの歓喜の声をほほ笑ましく拝見していましたが、今週末で閉鎖となります。事故やトラブルもなくほっとしているところでございます。また、町内3地区、5か所のドッグラン、時間帯にもよりますが、休日、河川公園では5台から6台、多いときは10台を超える愛犬家が集い、にぎわいを見せております。愛犬家の要望に応え予算化されている増設のオープンが期待されております。一方、心もとない方もいることから、マナーやルールを守るよう、しつけ教室を開いたり、看板を設置したり、注意喚起も行ってまいります。コロナ禍で、秋祭りも中止や規模縮小されておりますが、豊年満作実りの秋を迎え、台風などにより、町特産のリンゴ、ブドウなど、無事収穫できるよう祈っているところでございます。これからも、第6次総合計画の未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土を目指して、行政として、住民・事業者にとって灯台の役目を果たしてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、季節の変わり目、健康に十分ご留意いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長（高山祐一君） これにて令和3年第4回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間ご苦労さまでした。

(閉 会)

(午後 4時17分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員